

会社法及び法務省令に対する監査役の実務対応

施行に向けた準備対応及び6月総会への準備対応を中心として

平成18年3月9日

社団法人 日本監査役協会

監査法規委員会

会計委員会

会社法及び法務省令に対する監査役の実務対応
施行に向けた準備対応及び 6 月総会への準備対応を中心として

目 次

はじめに
会社の機関設計
内部統制システム
監査役
会計監査人
会社の計算
平成 18 年 6 月株主総会への対応

【資料編】

- 資料 1 機関設計に関する定款事項一覧
- 資料 2 機関設計に関する登記事項一覧
- 資料 3 機関設計以外の主な定款事項
- 資料 4 経過措置一覧
- 資料 5 会社法施行に伴う実務上の検討事項

【別紙】 内部統制システムに関する監査役の当面の実務対応

会社法施行後、最初の取締役会での決議に関する監査役の対応

はじめに

平成 18 年 2 月 7 日、会社法に基づく法務省令が公布された。会社法及び法務省令の施行日は 5 月初旬が見込まれている。

監査法規委員会及び会計委員会は、「施行に向けた準備対応及び 6 月総会への準備対応」に焦点をあて、監査役が事務的・実務的に為すべきことを中心に検討し、その結果を以下のとおり取りまとめた。すでに公表している「監査役からみた会社法の捉え方」(平成 17 年 9 月 28 日)と併せて活用いただければ幸いである。

本報告書は、主として大会社かつ公開会社を念頭に置き、かつ、便宜上 3 月決算会社(6 月総会会社)を想定して作成した。そのため、これに該当しない会社には、各社の実情に応じて適宜読み替え等していただきたい。また、取り上げている事項はあくまでも監査役からみたものであり、会社としての対応事項はこれに限らないので留意願いたい。

会社の機関設計

1. グループ全体の機関設計

- (1) 株式譲渡制限の有無、会社の規模に応じて、取締役会、監査役(会)、会計監査人の設置・不設置など、機関設計の多様化が可能になった。公開会社である大会社の立場からは、法務省令によりグループ全体の内部統制システムの構築・運用が取締役の責務とされた^(注1)ことから、とくに子会社のガバナンスをどうするかが重要である。
- (2) 監査役としては、グループを含めた内部統制システムの構築・運用が適切に図られているかの監視・検証が職務の要となる^(注2)。

2. 株式譲渡制限の有無についての定款の確認

- (1) 自社及びグループ子会社の株式譲渡制限の有無について、定款を確認する。定款に株式譲渡制限を定めていない場合、公開会社となり、株主総会の手続き等においても、公開会社としての対応を要するので注意が必要である^(注3)。
- (2) 実務上、子会社について、定款に株式譲渡制限についての規定がないにもかかわらず、株式譲渡制限が定められているとの先入観を持っている場合もあり得ることから、株式譲渡制限の有無につき定款を確認し、必要があれば平成18年6月の株主総会で定款を変更する。この場合、株式に譲渡制限を付す旨の定めは、発行する株式の内容として、登記することを要する(会社法911条3項7号)。

3. 機関設計に関する定款

- (1) 会社法では、全ての株式会社の必要的機関である株主総会及び取締役以外の機関を設置する場合には、たとえ法律上の設置義務がある機関であっても、定款に定めることを要する(会社法326条2項)。そのため、自社及びグループ子会社の機関設計のあり方を変更する場合には、それに応じた定款を整備する必要がある。

(注1) 大会社の場合、取締役会は「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の整備について専決事項として決議しなければならない(会社法施行規則100条1項5号)。

(注2) 監査役に対しては、自社及び子会社の取締役等との意思疎通を図るとともに、必要に応じ自社の他の監査役、親会社及び子会社の監査役等との意思疎通を図るべきことが規定されている(会社法施行規則105条)。

(注3) 公開会社の場合、例えば、事業報告において詳細な開示が必要になるほか(会社法施行規則119条~124条、128条)、株主総会参考書類における役員選任議案等において詳細な開示が求められる(同74条2項~4項、76条2項~4項、77条7号、82条3項)。なお、これらの中には経過措置があるものもある(同附則5条及び6条参照。)

- (2) しかし、整備法により、定款のみなし規定の定めがあるため（整備法 76 条 2 項、52 条）、施行前の機関設計を維持する限り、定款変更手続きは不要である。ただし、株主及び債権者から定款の閲覧・謄写請求があったときには、会社は「定款に記載又は記録がないものであっても、（中略）定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない。」（整備法 77 条）。そのため、実務的には、施行日以後の閲覧・謄写請求に備えて、みなし規定によりみなされる事項を修正した定款を用意するか、定款の添付として、みなし規定によりみなされる事項の一覧を用意することが求められる（注 4）。

会社の機関設計に関する定款のみなし規定については、【資料 1】を参照されたい。

4. 機関設計に関する登記

- (1) 整備法において、旧商法及び旧商法特例法の規定による施行前の会社の登記は、会社法の相当規定による会社の登記とみなす旨、規定されている（整備法 113 条 1 項、61 条 2 項）。そのため、みなし規定が適用される事項については、改めての登記は不要である。しかし、機関の設置につき新たな登記事項が設けられたことから（会社法 911 条 3 項）大会社であって、監査役設置会社の場合には、施行日から 6 ヶ月以内に「監査役会設置会社である旨」、「監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨」、「会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称」を登記しなければならない（整備法 61 条 3 項）（注 5）。
- (2) なお、この登記をするまでに他の登記を行う場合には、当該他の登記と同時に登記をしなければならない（同 61 条 4 項、42 条 9 項）。したがって、6 月総会でたとえば社外監査役との責任限定契約のための定款変更を行ったときは、2 週間以内の登記を要するので（会社法 911 条 3 項 24 号、915 条 1 項）その登記と併せて行う必要があり、「6 ヶ月以内」は適用されないので注意が必要である。

さらに、この登記をするまでに変更が生じたときは、遅滞なく当該変更に係る登記と同時に、変更前の登記も行わなければならない（整備法 61 条 4 項、42 条 10 項）。

会社の機関設計に関する登記を要する事項及び登記のみなし規定については、【資料 2】を参照されたい。

5. 種類株式に関する登記

- (1) 種類株式を発行している会社については、種類株式に関する登記申請を改めて行う

（注 4）中西敏和著「新会社法施行に向けての実務対応」（商事法務）

（注 5）全ての株式会社は、取締役会及び監査役（旧法でいう委員会等設置会社を除く）設置会社である旨の登記がされたものとみなされる（整備法 113 条 1 項～3 項）。しかし、これ以外の機関の設置についてはみなし規定はなく登記申請手続きを要する。

ことを要する。すなわち、施行日から6ヶ月以内に、「発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）」及び「発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数」を登記するほか、新株予約権に関する変更の登記を行わなければならない（整備法113条5項）^{（注6）}。

6. その他の定款変更事項

- (1) 会社法では、定款自治の拡大により会社に大幅な裁量権が認められた。買収防衛策、取締役会の書面決議、社外監査役・会計監査人との責任限定契約等、監査役にとって重要なものも多いので、代表取締役はじめ取締役等とも十分な検討を行うことが必要である（主な定款変更例については、【資料3】を参照）。
- (2) そのほか、用語の変更に伴い修正すべきもの、根拠法令の変更に伴い修正すべきものについて見直しを要する^{（注7）}。

7. 子会社定義の拡大に伴う検討事項

(1) 子会社による親会社株式の取得禁止

子会社による親会社株式の取得は、禁止されている（会社法135条1項）。会社法で子会社の定義が議決権基準から支配力基準に拡大されたことに伴い新たに子会社になる場合であつて、当該子会社が親会社の株式を保有しているときは、「相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。」（同3項）。子会社による親会社株式の保有状況を確認し、必要に応じ、譲渡等の対処方を検討する。株式の売却につながる場合には、インサイダー情報としての扱いに注意が必要である。

(2) 相互保有株式の議決権制限

他の会社が自社の株主となっている場合において、自社が当該他の会社の議決権の総数の4分の1以上を保有しているときは、当該他の会社は、相互保有株主として、自社に対する議決権を行使することができない。この場合、株主である外国会社、組合等についても議決権制限の対象となるので注意が必要である（会社法308条1項、会社法施行規則67条）。

（注6）旧商法の下では、株式の一部のみに譲渡制限を設けることは許されず、譲渡制限を設けるとすれば、全ての株式を対象とするほかないと解されていた（旧商法204条1項但し書）。会社法の下では、従来どおり全ての株式の内容として譲渡制限を設けることができるほか（会社法107条）、株式の種類ごとに譲渡制限を設けることも可能になった（同108条）。

（注7）例えば、用語の変更としては「発行する株式の総数」を「発行可能株式総数」に、「名義書換代理人」を「株主名簿管理人」に変更すること、根拠法令の変更としては、取締役の責任免除に関して「商法第266条第19項」を「会社法第426条第1項」に変更することなどが挙げられる。

また、これには、自社の持分と子会社の持分を合わせて議決権の総数の 4 分の 1 以上となる場合や、子会社の持分のみで議決権の総数の 4 分の 1 以上となる場合も含まれるので、併せて注意が必要である。

内部統制システム

会社法及び会社法施行規則に規定された内部統制システムの概要は、下記のとおりである。なお、内部統制システムに関する具体的な監査の方法等については、監査法規委員会の内部統制部会において、別途検討を行っている。これについては、【別紙】「内部統制システムに関する監査役の当面の実務対応 会社法施行後、最初の取締役会での決議に関する監査役の対応 」を参照されたい。

1. 取締役会において決議すべき事項

- (1) 大会社（公開・非公開を問わない）は、内部統制システムの構築の基本方針として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（挿入注：以下、「内部統制システム」と言う。）の整備」を決定しなければならない。取締役会設置会社にあつては、取締役会の専決事項として決議しなければならないが、この決定を個々の取締役に委任することはできない（会社法 348 条 3 項 4 号及び 4 項、362 条 4 項 6 号及び 5 項）。
- (2) このうち、法務省令に委任されたのは後段についてであり、法務省令において、「業

務の適正を確保するための体制」として具体的に規定された(会社法施行規則 100 条^(注 8))。前段の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」も含めて決議する必要があるので注意する。

- (3) 内部統制システムの整備は、従来より、取締役の善管注意義務として存在していた義務である。このたび法が要請したのは、内部統制システムの基本方針の決定を、個別の取締役ではなく、取締役会の専決事項として決議し開示することである。

内部統制システムは、会社の規模、事業の性質、機関設計その他の会社の個性及び特質を踏まえ、自社が必要かつ最適と考える水準で整備する必要がある。決議に当たっては、すでに企業内に存在し有効に機能している自社の仕組みや強みを十分に活かしながら、法令の事項ごとに取締役会において再確認(決議)することが求められる。

2. 取締役会で決議すべき時期

- (1) 内部統制システムに関する取締役会決議は、施行日以後最初に開催する取締役会終結時までには行わなければならない(平成 17 年 12 月 14 日公布「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」14 条)。
- (2) なお、実務的には、施行前の取締役会において決議することもできる。この場合、会社法及び法務省令に対応した決議を行っていれば、施行後の取締役会において改め

(注 8) 会社法施行規則 100 条(業務の適正を確保するための体制)

1. 法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。
 - 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
2. 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
3. 監査役設置会社(監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合には、第 1 項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
 - 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

て決議する必要はない。

- (3) 決議時期が施行日の前後にかかわらず、当該決議に基づく内部統制システムの運用状況等にかんがみ、以後の取締役会において、必要に応じて見直し・変更することが求められる。

3．事業報告での開示

- (1) 内部統制システムに関する取締役会決議の概要は、事業報告にて開示しなければならない(会社法施行規則 118 条 2 号)。実際に当該決議の概要を事業報告で開示しなければならないのは、2月決算会社が開催する平成19年5月総会からであり、3月決算会社の場合には平成19年6月総会からである(会社法施行規則附則 6 条 1 号)。

- (2) しかし、平成 18 年 6 月総会の前に既に内部統制システムに関する取締役会決議を行っていることでもあり、会社が任意に営業報告書に開示することは可能である。

この場合の監査役監査としては、当該決議の内容が「相当でない」と認めるときは、その旨及びその理由」を監査報告書に記載することは会社法上義務付けられていないが、内部統制システムに対する一般的な監査は必要であり、営業報告書での開示についても、当該内容が法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかの監査は必要である。

4．監査役(会)の監査報告

- (1) 事業報告の監査に係る監査役監査報告及び監査役会監査報告の必要的記載事項として、「(内部統制システムに関する取締役会決議の内容が)相当でない」と認めるときは、その旨及びその理由」の記載が求められた(会社法施行規則 129 条 1 項 5 号)。

- (2) 当該記載を含む監査報告を作成しなければならないのは、平成19年2月決算(5月総会)に係る監査報告からであり、3月決算会社の場合、平成19年3月期にかかる監査報告からである(同附則 6 条 1 号、上記 3(1)参照)。

監査役

1．主要な改定内容

- (1) 常勤監査役の選定

会社法の下では、常勤監査役の「選定及び解職」は、監査役会の決議事項とされたことから(会社法 390 条 2 項 2 号)常勤監査役の互選に関する定款を定めている場合には、確認のうえ、これに対応した定款に改める。

旧商法特例法の下では、常勤の監査役の選定は、監査役の互選により定めること

とされていた（旧商法特例法 18 条 2 項）^{（注 9）}。各監査役の同意により常勤監査役を互選していた場合には、会社法が定める常勤監査役の選定手続きの要件を充たさず、会社法施行とともに常勤監査役が不在となるのではないかとの疑念があった。

整備法により、監査役として施行日前にした行為については、会社法の相当規定に規定する行為とみなす旨定められた（整備法 50 条）。そのため、常勤監査役の選定についても、「会社法の相当規定」に該当し、なお互選の効力を有すると解される。ただし、慎重な手続きを踏むため、施行前の監査役会において、監査役会の決議をもって常勤監査役を選定しておくことが望ましい。

(2) 監査役の全員の同意

従来、監査役の全員一致による監査役会決議を要した「会計監査人の解任」、「取締役等の責任免除に関する議案等の同意」、「被告取締役側への補助参加の同意」については、監査役の全員の同意をもって行うこととされた（会社法 340 条 2 項及び 4 項、423 条、425 条 3 項 1 号、426 条 2 項、427 条 3 項、849 条 2 項）。監査役会の開催を要さず、また書面による同意も可能となり、機動性が高められた。

ただし、いずれも監査役の重要判断事項であるため、監査役会で協議して出席監査役が同意し、欠席監査役に限り書面によって同意することが望ましい。

(3) 社外監査役との責任限定契約

従来、監査役の責任の一部免除については、社外・社内の区別無く、株主総会の特別決議によるか、定款の定めに基づく取締役会決議による減免が認められていた。

社外監査役については、社外取締役に認められていた、定款の定めに基づく責任限定契約を締結し責任を免除する方法は認められていなかった。

会社法により、社外監査役についても、社外取締役と同様に、会社との間で責任限定契約を締結することができる旨、定款に定めることができるようになった（会社法 427 条 1 項）。

(4) 補欠監査役の選任

補欠監査役については、定款に定めがなくとも、株主総会の決議により選任が可能になった（会社法 329 条 2 項）。補欠監査役の選任に関する定款の定めは不要になったので、定款に定めている場合は、これを削除することを検討する。

補欠監査役の選任に関する株主総会決議が効力を有する期間は、定款に別段の定

（注 9）なお、当協会の監査役会規則（ひな型）第 17 条は、監査役の全員の同意があれば常勤監査役の互選を監査役会において行うことができる旨定めている。監査役会の決議事項扱いとしているかどうかは別として、従前より、監査役会において互選している例も少なくない。

めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までである（ただし、株主総会決議により、その期間を短縮することができる。）したがって、補欠監査役の選任決議の有効期間を定款に定めることにより、補欠監査役を毎年選任し直す煩雑さを避けることができる（会社法施行規則 96 条 3 項）。

補欠役員を選任する場合には、 。特定の役員の補欠であるときはその旨及び当該特定の者の氏名、 。同一の役員につき 2 名以上の補欠を選任するときは、補欠相互間の優先順位をも併せて決定しなければならない（同 96 条 2 項 4 号及び 5 号）。なお、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役の選任時から起算されることとなる。またこれとは別途、定款の定めにより、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を、前任者の任期の残存期間までとすることも可能であり（会社法 336 条 3 項）この定めをした場合、補欠監査役の選任時から起算される任期よりも前任者の任期の残存期間のほうが短いときには前任者の任期の残存期間の満了時に退任することになるが、他方、補欠監査役の選任時から起算される任期のほうが前任者の任期の残存期間よりも短いときには補欠監査役選任時から起算される任期の満了時に退任することになる。

補欠監査役の選任についても、その選任決議の法的性質は、監査役の条件付選任決議であるので、通常の監査役選任に関する法律が適用され、取締役が補欠監査役の選任を株主総会に提出するには、監査役（監査役が 2 人以上ある場合には、その過半数、また、監査役会設置会社の場合には監査役会）の同意手続きが必要である（会社法 343 条）。なお、取締役と監査役の双方の補欠を兼ねて同一人を補欠役員として選任することもできるが、この場合であっても同様である。

(5) 連結子会社に対する業務調査権限の拡大

従来、商法上の子会社定義としては形式基準が適用され、連結計算書類に係わる子法人等（商法上の子会社 + 商法特例法上の連結子会社）の定義には支配力基準が適用されていたため、連結子会社（連結対象となる会社のうち商法上の子会社でないもの）に対しては、連結計算書類の監査を行うため必要があるときは「会計に関する」調査権を行使できるとどまっていた。会社法により、連結対象となる子会社の全てに対し、会計調査権限と業務調査権限を有することになった。

企業集団における内部統制システムの整備義務（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）や子会社監査役等との意思疎通の努力義務（同 105 条 4 項）の規定も踏まえ、今後、子会社に対して適切な業務監査が実施できるよう、監査計画の策定にあたり考慮する。

(6) 監査役の選任に関する同意

大会社以外の会社についても、監査役の選任議案を株主総会に提出するには、監査

役の同意（複数の監査役がある場合にはその過半数、監査役会設置会社については監査役会決議による同意）が必要になった（会社法 343 条 1 項及び 2 項）。

(7) 小会社の監査役の監査権限

従来、小会社の監査役の監査権限は、公開・非公開を問わず、会計監査権限のみに限られていた。会社法では、大小会社を問わず、監査役は業務監査権限を有するとされたが、非公開の中小会社については、定款の定めにより、会計監査権限に限定することができることとされた（会社法 381 条 1 項、389 条 1 項）。整備法では、小会社監査役の監査権限に関して、公開会社と非公開会社で取扱いが異なっているため注意を要する。

非公開・小会社

・株式譲渡制限会社である小会社（以下、「非公開・小会社」と言う。）については、施行日以後においても、定款に監査役の監査権限を会計に関するものに限定する旨の定めがあるものとみなされる（整備法 53 条）。そのため、非公開・小会社については、特段の対応を要しない。

・他方、公開会社である小会社（以下、「公開・小会社」と言う。）の監査役については、施行とともに自動的に業務監査権限が付与される。そこで、非公開・小会社の監査役についても、平成 18 年 6 月総会で定款を変更し業務監査権限を付与することを検討する^(注 10)。業務監査権限を付与する場合、定款変更の効力発生時に監査役の任期が満了することになるので（会社法 336 条 4 項 3 号）、監査役を選任し直さなければならない。

(注 10) 非公開・小会社の監査役に業務監査権限を付与する場合、会社法上は、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨の定款の定めを削除する定款の変更を行うことが不可欠でありかつ、それで足りる。すなわち、当該定款の定めを定款から削除しない限り、定款に監査役の権限に関する他の記載がなされていたとしても、当該記載は会社法上の効果を有するものとはならず、監査役の権限は会計に関するものに限定される（この点は、整備法 53 条の適用を受け、実際の定款には、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨」の定款の定めが未だ反映されていない会社についても同様である。）

ただし、実務的には、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め」を削除することに加え、業務監査権限を有する監査役を置く旨を明確化する観点から、例えば次のような規定を定款に改めて置くことも考えられる。この場合の記載例は以下のとおりである。なお、いずれも独立条文となる。定款の附則に「本定款は会社法の規定に従い作成したものである」と明記する。第 条(監査役の監査範囲) 当会社の監査役には、会社法第 389 条第 1 項(監査役の監査範囲を会計監査に限定する規定)の規定は適用しない。第 条(監査役の監査範囲) 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定しない。

公開・小会社

．公開・小会社の監査役については、施行と同時に業務監査権限が付与され、監査役は自動的に任期満了退任扱いとなる（会社法 336 条 4 項 3 号）。

．そのため、監査役が欠ける事態となるが、新たな監査役が就任するまではなお監査役としての権利義務を有する（同 346 条 1 項）。この者には、業務監査権限の行使をも要請されるが、計算に関する経過措置があるため（整備法 99 条）、平成 18 年 6 月総会については、業務監査権限を行使することなく、従前どおりの期末会計監査を実施し、小会社としての監査報告書を作成する。

．会社は、すみやかに業務監査権限をも有する後任の監査役を選任することを要する。具体的には、．臨時総会の開催、．仮監査役の選任請求、．定時総会まで待つ、のいずれかで対応する。

(8) 非公開会社の監査役の任期伸長

会社法の下においても、監査役の任期は従前どおり 4 年である。ただし、非公開会社の監査役については、定款に定めることにより、10 年以内まで伸長することが可能である（会社法 336 条 1 項及び 2 項）。非公開会社の監査役について、任期を伸長する必要があるか、検討する。

(9) 会計監査人の報酬等への同意

会計監査人の報酬等に対する監査役の同意権（監査役が 2 名以上ある場合はその過半数の同意、監査役会設置会社の場合は監査役会の同意）が定められた（会社法 399 条）。

ここでいう「報酬等」とは、会社法(商法)監査に係るものに限られる。

なお、政令により、施行日を含む事業年度以前の事業年度の計算関係書類の監査に係る報酬等については、適用しない旨、経過措置が定められた。3 月決算会社の場合、平成 19 年 4 月以降の事業年度に係る報酬等からの適用となる（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法令の施行に伴う経過措置を定める政令 15 条）。

(10) 代表訴訟における不提訴理由の通知

提訴請求を行った株主又は取締役等から請求を受けた場合には、不提訴に至った調査の内容や判断等を明記して通知することが必要となった（会社法 847 条 4 項、会社法施行規則 218 条）。現状の監査調書等の作成・保管方法は適切であるか、確認する。

2．監査役(会)監査報告

(1) 監査報告の作成時期

整備法により、旧商法でいう計算書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案又は損失処理案）及びそれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法は、施行日前に終了した営業年度に関するものについては、なお従前の例による旨定められた（整備法 99 条）^{（注 11）}。連結計算書類についても同様である（同 56 条）。

そのため、3 月決算会社の場合、平成 18 年 6 月総会における計算書類及びそれらの附属明細書、並びに連結計算書類の作成、監査、承認については従来どおり行えば足り、監査報告書の作成も従来どおりである（会社法に基づく監査報告の作成は、平成 19 年 6 月総会から。）。ただし、施行日に商法特例法が廃止されるため、監査報告書における社外監査役の根拠条文の表記については、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める…とする必要がある（送り状の条文表記も同様に「旧」を付す。）。

会社法における監査報告（平成 19 年 6 月総会対応）の主な点は、次のとおりである。

(2) 監査報告の作成手続き

監査役会監査報告は、（非常勤監査役を含む）各監査役が作成した監査報告に基づき作成する（会社法施行規則 130 条 1 項、会社計算規則 156 条 1 項）。各監査役の監査報告の内容が監査役会監査報告の内容と異なる場合には、それを監査役会監査報告に付記することができる（会社法施行規則 130 条 2 項、会社計算規則 156 条 2 項）。

各監査役の監査報告と監査役会監査報告は、備置き及び閲覧請求の対象となる（会社法 442 条）。各監査役の監査報告の内容と監査役会のそれが全く同一であれば、監査役会の監査報告をもって各監査役のそれぞれの監査報告として作成・代用することもできる。しかし、「監査の方法及びその内容」の記載が求められたように（従来は「監査の方法の概要」）、法令は詳細な監査活動の開示を要請する趣旨であるから、この趣旨を踏まえ、かつ、監査報告は事後に責任の抗弁^{（注 12）}になり得ることに留意し、可能な限り各監査役の「監査の方法及びその内容」の実態を反映した個々の監査報告を作成することが望ましい。

(3) 監査報告の内容

監査役(会)監査報告に関する規定には、計算関係書類に関する監査報告（会社計算規則 155 条及び 156 条）と事業報告に関する監査報告（会社法施行規則 129 条及び 130 条。なお、これには、内部統制システムに関する取締役会決議の相当性、事業報告に記載の買収防衛策についての意見も含まれる。）とがあるが、従来どおり両者を一本化し

（注 11）委員会設置会社についても同様の経過措置の定めがある（会社計算規則附則 3 条）。

（注 12）原告の訴え又はその内容である請求を排除するため、その基礎にある事実を否認し又は別個の事項を主張すること。

て作成することもできる(注13)。

(4) 監査報告の提出期限の改定

会社法では、会計監査人は計算書類全部の受領後4週間又は附属明細書の受領後1週間のいずれか遅い日までに特定監査役(監査役会で会計監査人から通知を受けると定められた監査役もしくは全ての監査役、会社計算規則158条5項2号)及び特定取締役(通知を受けると定められた取締役もしくは計算関係書類の作成に携わった取締役、同条4項2号)に会計監査報告の内容を通知する(同条1項)。特定監査役は、その後1週間以内に会計監査人及び特定取締役に監査役会監査報告の内容を通知する(同160条1項)。その後、取締役会の決議を経て株主総会招集通知を総会開催の2週間前までに発送することになる(会社法299条)。

また事業報告については、特定監査役は、取締役から事業報告の受領後4週間又は附属明細書の受領後1週間のいずれか遅い日までに特定取締役に監査役会監査報告の内容を通知する。これ以降は計算書類の監査報告と同様である。

従来、取締役会の承認を得た計算書類等を総会の8週間前までに会計監査人及び監査役に提出することが求められていたため、総会開催日まで最短でも8週間を要したが、会社法では7週間以内に短縮可能となる上、取締役会での承認も監査終了後の1回で済むことになる(同436条3項)。

なお、会計監査人又は監査役会の監査報告の通知が所定の期日(会社法施行規則132条1項、会社計算規則158条1項、160条1項)に遅れた場合には、監査を受けたものとみなして総会開催手続きを行うことが可能になった(会社法施行規則132条3項、会社計算規則158条3項、160条3項)。ただし、この場合、計算関係書類については、監査役及び会計監査人の了承を得たとは言えないので、計算書類は、総会の決議事項となる(会社計算規則163条4号)。

(5) 各監査役が作成する監査報告と監査役会監査報告のあり方、事業報告に係る監査報告と計算関係書類(個別・連結)に係る監査報告のあり方については、今後、監査報告書(ひな型)の改定審議において検討する予定である。

3. その他経過措置等

監査役に関する主な経過措置は、次のとおりである。なお、経過措置については、【資

(注13)従来明記されていた、いわゆる133条監査(取締役の競業取引、利益相反取引、無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引等の監査)の方法の概要及び結果は監査報告の法定記載事項ではないが、取締役の職務執行の監査(会社法381条1項、会社法施行規則129条1項3号、130条2項2号)の一つとして監査することが求められる。

料4】も参照されたい。

(1) 監査役の員数等に関する経過措置

平成13年商法等改正（いわゆる企業統治立法）において、監査役の員数等については、旧商法特例法の附則として、3年の経過措置が定められていた。ところが、会社法の施行日において旧商法特例法が廃止されることから、同経過措置の適用がなくなり、会社法に違反する事態を招来するおそれがあった。

これを回避するため、政令により、同附則の実質が確保された（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法令の施行に伴う経過措置を定める政令10条）。

(2) 子会社定義の拡大に伴う社外監査役要件に関する経過措置^{（注14）}

当協会が法務省令の公開草案に対して要請していた、子会社定義の拡大に伴う社外監査役の社外資格要件の喪失の問題については、経過措置が置かれた（会社法施行規則附則2条2項）。当該経過措置は、施行後最初に開催される定時株主総会の終結の時までである。

(3) 子会社定義の拡大に伴う監査役の兼任禁止に関する経過措置

子会社定義の拡大に伴い、会社法の施行とともに監査役の子会社取締役等との兼任禁止規定（会社法335条2項）に抵触することとなる事態を回避するため、当該監査役の任期が終了するまでの間は、新たに子会社となる会社の取締役等を従前どおり兼ねることができることとされた（会社法施行規則附則2条3項）。

会計監査人

(1) 会計監査人の内部統制

会計監査人は、会計監査報告を監査役に提出する際には、次の事項を含む会計監査人の内部統制（「会計監査人の職務遂行が適正に行われることを確保するための体制」）を監査役に報告しなければならない（会社計算規則159条）。

- ・独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- ・監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針

（注14）社外資格要件を判断するうえで新しい子会社定義が問題となるのは、専ら施行日以後の兼務状況であり、子会社定義の拡大が、施行前の過去に遡って問題とされることはないものと解される。すなわち、施行日以後に会社法に基づく子会社の取締役等を兼務するときは社外要件に抵触することになるが、現在の社外監査役が施行前の過去に取締役等として勤務していた会社が、会社法により新たに遡及的に子会社となることとなった場合であっても、当該社外監査役は、会社法施行後もなお社外資格要件を有すると解される。

に関する事項

監査役(会)監査報告には、「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」を記載しなければならない(同 155 条 1 項 4 号、156 条 2 項 2 号)。これは会社計算規則 159 条を受けた規定であり、会計監査人の監査の方法と結果を相当である / 相当でないとした判断を補足する情報を記載すればよく、会計監査人からの報告内容の全てを記載する必要はないとされている。

(2) 会計監査人の報酬等の同意

詳細は「監査役」1(9)を参照されたい。

(3) 会計監査人に対する株主代表訴訟

会計監査人も株主代表訴訟の対象になった(会社法 847 条 1 項、423 条 1 項)。この場合、提訴請求を受領するのは代表取締役である(同 349 条 4 項、386 条 2 項 1 号)。

(4) 会計監査人との責任限定契約

会計監査人も責任の一部免除及び責任限定契約の対象になった。この場合、その旨定款に定めることを要する(会社法 425 条、426 条、427 条)。

会社の計算

前述のとおり、会社の計算については、整備法により経過措置が定められているため、3 月決算会社の場合、本年 6 月総会は従前どおりの計算書類を作成し、監査及び承認を実施する(整備法 99 条)。

会社法の施行を控え、留意すべき主な事項は、下記のとおりである。

1. 適時かつ適正な会計帳簿の作成

会社法は不正防止の観点から、「適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と新たに規定した(会社法 432 条 1 項)。本規定は施行と同時に適用されることから、適時に正確な会計帳簿が作成される体制になっているか、監査役としても確認が必要である。

2. 計算書類等の構成内容の変更

(1) 会社法により、「計算書類」の構成内容が変更になった。会社法及び法務省令に規定された計算書類等の内容の一覧は、下表のとおりである。なお、従来、営業報告書(会計に関する部分に限る)は会計監査人の監査対象であったが、事業報告は会計監査人の監査対象ではない。

- (2) 会社は、事業年度の一定の日（臨時決算日）における会社の財産の状況を把握するため、任意に臨時計算書類を作成することができる（会社法 441 条 1 項）。この場合、最終事業年度から当該臨時決算日までの期間損益を反映した臨時貸借対照表と臨時損益計算書を作成し、会計監査人及び監査役(会)の監査を受けなければならない（同 2 項）。

【会社法及び法務省令に規定された計算書類等】

書類名	構成内容	会計監査 人監査	監査役(会) 監査
計算書類 (法 435 条 2 項、計規 2 条 3 項 2 号イ)	貸借対照表(法 435 条 1 項及び 2 項、計規 104 条～117 条)		
	損益計算書（計規 118 条～126 条）		
	株主資本等変動計算書（計規 91 条、127 条）		
	個別注記表（計規 91 条、128 条～144 条）		
連結計算書類 (法 444 条 1 項、計規 93 条)	連結貸借対照表（計規 97 条）		
	連結損益計算書（計規 98 条）		
	連結株主資本等変動計算書(計規 99 条、127 条)		
	連結注記表（計規 128 条～144 条）		
臨時計算書類 (法 441 条 1 項、計規 92 条)	貸借対照表		
	損益計算書		
計算関係書類 (計規 2 条 3 項 3 号)	計算書類(上記)		
	計算書類の附属明細書(法 435 条 2 項、計規 145 条)		
	臨時計算書類（上記 ）		
	連結計算書類（上記 ）		
事業報告（法 435 条 2 項、施規 117 条～133 条）		×	
事業報告の附属明細書（法 435 条 2 項、施規 128 条）		×	

（凡例 法：会社法、計規：会社計算規則、施規：会社法施行規則、：要、×：否）

3. 剰余金の配当方法の変更

(1) 利益処分案の廃止

・会社法上、利益処分案（損失処理案）に該当する規定がなくなり、総会決議事項から外れた。従来、配当や役員賞与などを利益処分案として決議したが、今後、それらは金銭の分配等の「剰余金の配当」、「報酬等」に含められた役員賞与、任意積立金の積立て等の「資本の部の計数の変動」の手続きに吸収される。また今後は、

期中の剰余金の分配^(注15)、資本の部の変更も柔軟に行えるようになった。

．そこで、会社の資本の連続性を把握できるようにするため、「株主資本等変動計算書」の作成が義務付けられた。

(2) 役員賞与の取扱い

．役員賞与については、役員報酬と一体化され、定款に定めが無ければ株主総会で決議されることになる（会社法 361 条、379 条、387 条）。

．役員賞与の会計処理については、費用処理されるようになった。会社法の施行日以後に終了する事業年度に係る株主総会に係る役員賞与から適用される。なお、中間期にも費用処理する必要があることから、3月決算会社の場合、平成18年9月期中間財務諸表から費用処理しなければならない^(注16)（企業会計基準委員会・企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」）。

．役員賞与の税務処理については、税法上、役員に支給する給与の損金算入要件が緩和され^(注17)、業績連動型報酬の損金算入が認められる見込みである。役員賞与についても同様である（所得税法等の一部を改正する等の法律案）。

．今後、従来の役員賞与を通常の役員報酬に上乘せして支給することとする場合は、役員報酬の総枠を拡大するため、総会決議が必要ないかを検討する。

平成18年6月株主総会への対応

1．総会手続きの選択

(1) 株主総会の招集決定

(注15) 最終事業年度に関する計算書類の作成に際して、会社は、連結ベースでの分配可能額を基準として分配可能額を計算することを任意に定める（選択する）ことができる。この定めをした会社を「連結配当規制適用会社」という（会社計算規則2条3項72号、186条4号）。この場合の分配可能額は、計算上、個別ベースでの分配可能額と連結ベースでのそのいずれか低いほうとなる。なお、連結配当規制適用会社の適用の有無は、事業年度ごとに選択することができる。

(注16) ただし、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることになっているため中間会計期間において合理的に見積ることができない場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、中間会計期間においては、費用処理しないことができるとされている（企業会計基準委員会・企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」）。

(注17) 従来、損金算入が認められるのは、原則1ヶ月以下の期間で定期的に定額を支給する場合に限られていたが、これに加えて「所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与」及び「同族会社以外の法人が業務執行役員に支給する一定の利益連動給与」についても認められる見込みである。

整備法により、会社法施行日以前に株主総会招集手続きを開始（開催日時及び場所を定めた取締役会決議を行えばよいとされる）すれば、本年6月総会は従前どおりの手続きで開催できるとされている（整備法90条）。メリット・デメリットを十分に検討した上で、総会手続きを旧法(商法)で行うか新法(会社法)で行うかを決定することが必要であろう。

なお、仮に新法（会社法）による招集手続きを行う場合であっても、平成18年3月期決算にかかる計算書類の作成、監査及び承認については、従前どおりである（整備法99条）。そのため、事業報告の作成についても平成19年6月総会からとなり、本年6月総会では、従前どおりの営業報告書が作成されることとなる。

また、株主総会参考書類における社外役員の選任議案に関する詳細な開示については、経過措置が設けられたことから（会社法施行規則附則5条1項1号及び3号）、仮に新法（会社法）による招集手続きを行う場合であっても、選任議案に関する参考書類の作成も従前どおりである。

2. 新法(会社法)を選択した場合

会社法を選択した場合の商法との違いは、以下のとおりである。

(1) 総会招集地の柔軟化

株主総会の開催場所につき、旧法(商法)では、定款に別段の定めがある場合を除き、本店所在地又はこれに隣接する地に限られていたが、これにかかわらず会社が自由に決定できるようになった（会社法298条1項）。ただし、株主総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるときは、当該場所が定款で定められているとき、当該場所で開催することについて株主総会に出席しない株主全員の同意がある場合を除き、その場所を決定した理由（会社法施行規則63条2号）を株主総会招集通知に記載しなければならない（会社法299条4項）。

なお、株主総会の開催地につき旧法（商法）に基づき定款に別段の定めを置いている場合には、本年6月総会で当該定款を変更する必要の有無につき確認することが必要である。

(2) 総会開催日の柔軟化

監査日程に関する規定の改正に伴い、開催日の前倒しが行いやすくなった。ただし、開催日が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その日時を決定した理由（については、特に理由がある場合における当該理由に限る。）をも決定し、かつ、当該理由を株主総会招集通知に記載しなければならない（会社法298条1項5号、会社法施行規則63条1号、会社法299条4項）。

当該開催日が、昨年開催した定時株主総会の日に応答する日と著しく離れた日で

あるとき

公開会社である場合、当該開催日と同一の日に定時株主総会を開催する他の公開会社が著しく多いこと

(3) 書面投票制度が義務付けられる会社の範囲の拡大

議決権を有する株主数が1,000人以上の会社であれば、大会社でなくとも、書面投票制度が義務付けられる(会社法298条2項)。なお、この場合も、大会社と同様、電磁的方法による議決権行使の方法を採用することもできる(同条1項4号)。

(4) 株主総会参考書類及び議決権行使書面の書面による提供の省略

従来、株主総会参考書類及び議決権行使書面の受領につき、電磁的方法による受領を承諾した株主に対しては、実務上、電磁的方法による提供に加えて、書面による提供も重ねて行っていた。会社法により、取扱いが明確化され、電磁的方法による提供を承諾した株主に対しては、書面にて重ねて提供する必要がなくなった(ただし、株主から請求があった場合を除く。会社法301条2項)。

(5) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使の取扱い

従来、書面による議決権行使(会社法311条)と電磁的方法による議決権行使(同312条)が重複して行われた場合、どちらを有効とすべきかの取扱いが明確でなかったが、会社が任意に定め得ることが明確になった(会社法施行規則63条4号口)。

(6) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使の期限設定

書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使のそれぞれにつき、受付期限を会社が任意に定め得ることが明確になった(会社法298条1項5号、会社法施行規則63条3号口・八、69条、70条)。

(7) 株主総会の議事録

株主総会の議事録の記載事項として、詳細な記載が求められた(会社法施行規則72条)。なお、旧法(商法)の下では、株主総会の議事録には出席取締役の署名(記名押印)が課されていたが、新法(会社法)では、署名義務が無くなり、代わって「議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名」を記載すれば足りる(同条3項6号)。

現行定款において、株主総会の議事録につき出席取締役の記名押印を定めている場合は、本年6月総会で削除することを検討する。

(8) 買収防衛策の導入

株式会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、その基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み等を、事業報告の内容としなければならない（会社法施行規則 127 条）、監査役(会)は、監査報告において、事業報告に開示された当該基本方針についての意見を記載しなければならない（同 129 条 1 項 6 号、130 条 2 項 2 号）。

当該開示は、3 月決算会社の場合、事業報告の作成と同じく平成 19 年 6 月総会からの適用となる。ただし、既に買収防衛策を策定している場合には、平成 18 年 6 月総会において、これを任意に営業報告書に開示することが望ましい。

なお、会社法の施行に伴い取締役側と監査役側でそれぞれ検討すべき事項については、【資料 5】「会社法施行に伴う実務上の検討事項」を参照されたい。

以 上

監査法規委員会委員

委員長	大川 博通	(株)巴川製紙所
専門委員	尾崎 安央	早稲田大学大学院法務研究科教授
専門委員	武井 一浩	西村ときわ法律事務所弁護士
委員	二宮 博昭	住友化学(株)
委員	中島 洋	(株)千葉銀行
委員	宮串 努	伊藤忠商事(株)
委員	今里 政彦	阪神電気鉄道(株)
委員	浅岡 武	協和醗酵工業(株)
委員	大久保博司	本田技研工業(株)
委員	杉江 信夫	藤和不動産(株)
委員	平嶋 孜	(株)小森コーポレーション
委員	前田 征信	(株)ファミリーマート
委員	松澤 晰	(株)クラレ
委員	吉田 均	中部電力(株)
委員	伊藤 智文	(社)日本監査役協会

(順不同・敬称略)

会計委員会委員

委員長	八木 良樹	(株)日立製作所
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
委員	大橋 博行	加チア・コル・エンス・クラブ(株)
委員	鳩山 勝郎	三井情報開発(株)
委員	権田 知弘	シャープ(株)
委員	山口 千秋	トヨタ自動車(株)
委員	高谷 卓	富士通(株)
委員	麻野 浅一	協立運輸倉庫(株)
委員	布野 俊一	東京電力(株)
委員	蛭崎 淳文	(株)島津製作所
委員	伊藤 智文	(社)日本監査役協会

(順不同・敬称略)

【資料編】

機関設計に関する定款事項一覧

施行前の 会社区分	機関	会社法による規定	整備法によるみなし規定
公開大会社	取締役	当然に設置（定款への記載不要、326条第1項）	なし
	取締役会	第327条第1項	第76条第2項
	監査役	第327条第2項	第76条第2項
	監査役会	第328条第1項	第52条
	会計監査人	第328条第1項	第52条
非公開大会社	取締役	当然に設置（定款への記載不要、326条第1項）	なし
	取締役会	任意（ただし、監査役会設置の場合は必置（327条第1項））	第76条第2項
	監査役	第327条第3項	第76条第2項
	監査役会	任意	第52条
	会計監査人	第328条第2項	第52条
公開中・小会社	取締役	当然に設置（定款への記載不要、326条第1項）	なし
	取締役会	第327条第1項	第76条第2項
	監査役	第327条第2項	第76条第2項
	監査役会（設置の要否を検討のこと）	任意	なし
	会計監査人（"）	任意	なし
非公開中・小会社	取締役	当然に設置（定款への記載不要、326条第1項）	なし
	取締役会	任意（ただし、監査役会設置の場合は必置（327条第1項））	第76条第2項
	監査役	任意（ただし、取締役会又は会計監査人設置の場合は必置（327条第2項、3項））	第76条第2項
	監査役会（設置の要否を検討のこと）	任意	なし
	会計監査人（"）	任意	なし

株主総会及び取締役以外の機関の設置については、すべて定款への記載が必要

上記のとおり、会社法施行前の機関設計を維持する場合、定款変更は要しない

委員会及び会計参与は除いて作成した

機関設計に関する登記事項一覧

施行前の 会社区分	登記を要する事項	会社法による 規定(第911 条第3項)	整備法による みなし規定	備考
大会社 公開、非公開とも	取締役の氏名	第13号	第113条第1項	
	代表取締役の氏名、住所	第14号	第113条第1項	
	取締役会設置会社である旨	第15号	第113条第2項	(登記官の職権により登記)
	監査役の氏名	第17号	第113条第1項	
	監査役設置会社である旨	第17号	第113条第3項	(登記官の職権により登記)
	監査役会設置会社である旨及び監査役のうち社外監査役であるものについてその旨	第18号	第61条第3項	6ヶ月以内に登記
	会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称	第19号	第61条第3項	6ヶ月以内に登記
中小会社 公開、非公開とも	取締役の氏名	第13号	第113条第1項	
	代表取締役の氏名、住所	第14号	第113条第1項	
	取締役会設置会社である旨	第15号	第113条第2項	(登記官の職権により登記)
	監査役の氏名	第17号	第113条第1項	
	監査役設置会社である旨	第17号	第113条第3項	(登記官の職権により登記)
	監査役会設置会社である旨及び監査役のうち社外監査役であるものについてその旨(設置の要否を検討のこと)	第18号	なし	
	会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称(〃)	第19号	なし	

太字部分は登記することを要す
委員会及び会計参与は除いて作成した

機関設計以外の主な定款事項

会社法の下では、定款自治の拡大が図られたことにより、定款に定めることで新たに可能となった事項が多々ある。これらのうち、主に検討すべき事項は以下のとおりである。

1. 取締役解任決議の要件加重（第341条）

株主総会における取締役の解任決議について、商法では特別決議を要することとしている（商法第257条第1項、第2項）。

他方、会社法においては、取締役の解任決議について、原則として、普通決議で足りることとした。ただし、定款に別段の定めを設けることで、解任決議の要件を加重することができる。とされている。

そこで、取締役の解任決議について、要件を加重するか否かの検討を要することとなる。

2. 書面等による取締役会決議の導入（第370条）

商法では、取締役会付議事項の決議にあたっては、各取締役が出席の上（テレビ会議等は認められると解されている）で、実際に取締役会を開催する必要がある。しかし、現実の会議体としての取締役会を開催し、各取締役が出席することが困難である場合も少なくない。

そこで、会社法では、定款に定めを設けることで、取締役会決議の目的事項について、取締役全員の同意があること、監査役が異議を述べないこと、の二つの要件を満たす場合には、書面又は電磁的記録（電子メール等）を用いた決議ができる旨を定めた。

3. 責任免除の定め及び責任限定契約の対象拡大（第426条、427条）

商法では、取締役及び監査役の会社に対する損害賠償責任について、株主総会の特別決議のほかに、定款の定めに基づく取締役会決議によって、一定限度（代表取締役は6年分、取締役は4年分、社外取締役及び監査役は2年分の各報酬額）を超える分を免除することができる。また、社外取締役については、定款に定めることで、報酬の2年分を限度とする責任限定契約を締結することができる。

会社法では、責任免除の定めについて、会計監査人もその対象に加えることとした。また、責任限定契約について、社外監査役及び会計監査人も締結できるものとし、その対象を拡大している。

4. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め（第459条）

会社法では、以下の要件を満たすことで、剰余金の配当等を取締役会決議によって決定できるとしている。併せて、剰余金の配当等を株主総会では決議できない旨の定めを定款に設けることができる。

取締役会設置会社であること

取締役の任期の末日を、その選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の日以前としていること

監査役会設置会社であること

会計監査人設置会社であること

取締役会の決議によって決定できる旨の定款の定めがあること

5. 補欠監査役の任期調整（会社法施行規則第 96 条第 3 項）

会社法では、監査役の欠員に備え、補欠監査役を株主総会において選任することができる（第 329 条第 2 項）。

この補欠監査役の選任決議の効力は、定款に別段の定めのない限り、当該決議後最初に開催する定時株主総会の時までとされている。従って、定款に別段の定めを設けない場合には、毎年、株主総会において、補欠監査役を選任し直す必要がある。

そこで、定款において、補欠監査役選任決議の効力を伸長するかどうかの検討を要することとなる。

なお、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役の選任時から起算されることとなる。またこれとは別途、定款の定めにより、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を、前任者の任期の残存期間までとすることも可能であり（会社法 336 条 3 項）この定めをした場合、補欠監査役の選任時から起算される任期よりも前任者の任期の残存期間のほうが短いときには前任者の任期の残存期間の満了時に退任することになるが、他方、補欠監査役の選任時から起算される任期のほうが前任者の任期の残存期間よりも短いときには補欠監査役選任時から起算される任期の満了時に退任することになる。

6. Web 開示（会社法施行規則第 94 条、第 133 条第 3 項以下、会社計算規則第 161 条第 4 項以下、第 162 条第 4 項以下）

会社法施行規則及び会社計算規則により、株主総会参考書類、事業報告記載事項、個別注記表記載事項及び連結計算書類記載事項について、インターネットによる開示（以下、Web 開示とする）を行う旨を定款に定めることが可能となった。

具体的には、Web 開示を行う旨を定款に定めた上で、株主総会招集通知の発出時から株主総会の日から 3 ヶ月が経過するまでの間、継続して Web 開示を行うことで、株主総会参考書類、個別注記表及び連結計算書類記載事項の大部分や事業報告記載事項の一部を省略できるとする制度である。

ただし、株主総会議案やホームページアドレスなど一定の事項に加え、監査役が異議を述べている事項については、書面による提供が求められていることに留意する必要がある。

以上

経過措置一覧

経過措置事項	適用時期	3月決算会社における具体的適用時期																
		18年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		内部統制についての取締役会議の時期（経過措置政令14条）	会社法施行後最初に開催される取締役会終結までに決議		第1回目の取締役会にて決定													
社外監査役資格厳格化及び員数に関する経過措置（政令10条）	施行日以後最初に終結する定時株主総会の終結の時までは、なお従前の例による			総会にて対応														
子会社概念の拡大により、社外取締役又は社外監査役が、社外性要件を欠くこととなる場合の経過措置（会社法施行規則附則第2条第1項、第2項）	施行後最初の定時株主総会終結の時までの間は、なお社外取締役又は社外監査役とみなされる			総会にて対応														
子会社概念の拡大により、監査役が兼任禁止規定に反することとなる場合の経過措置（会社法施行規則第2条第3項）	当該監査役の任期が終了するまでの間は、兼任することができる			総会にて対応														
登記に関する経過措置（整備法61条） 監査役会設置会社である旨 社外監査役である旨 会計監査人設置会社である場合、その旨及び会計監査人の氏名又は名称	旧株式会社の登記は、会社法の相当規定による新株式会社の登記とみなす。左の3項目は施行日から6ヶ月以内に登記をしなければならない							施行日から6ヶ月以内に登記										
会計監査人の報酬同意に関する経過措置（政令15条）	施行日を含む事業年度以前の事業年度に係る会計監査人の監査に関する報酬等については同意を要しない																	19年4月以降開始される事業年度から適用
株主総会参考書類の記載等に関する経過措置（附則5条）	会社法施行規則第74条第3項及び第4項、第75条第4号、第76条第3項及び第4項、第77条第5号から第7号まで、第82条第3項の各規定は、施行後最初に開催する株主総会に係る参考書類については適用されない																	6月総会から適用
事業報告に関する経過措置（附則6条）	会社法施行規則第118条第2号、第121条第7号及び第8号、第124条、第125条、第126条第3号から第7号まで、第127条の各規定は、施行後最初に到来する事業年度の末日に係る事業報告であって、施行後最初に開催する株主総会において報告すべきものについては適用されない																	6月総会から適用
株主総会等の権限及び手続に関する経過措置（整備法90条）	施行日前に株主総会の招集の手続が開始された場合の新株式会社の株主総会の権限及び手続については、なお従前の例による	招集手続開始	→	旧法														新法
			招集手続開始	→	新法													新法
計算に関する経過措置（整備法99条）、連結計算書類に関する経過措置（整備法56条、政令11条）	施行日前に到来した最終の決算期に係る計算書類等の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による			旧法														新法
旧商法特例法下における取締役会議決等の決議その他の権限の行使に関する経過措置（整備法51条）	（会社法の相当規定に基づく行為とみなされる）																	
旧大会社等の定款に関する経過措置（整備法52条）	（新株式会社の定款には、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなす）																	
非公開小会社の監査役権限の範囲に関する経過措置（整備法53条）	（新株式会社の定款には、会社法389条第1項（監査役権限を会計監査に限定する旨）の定めがあるものとみなす）																	
公開小会社における監査役地位、権限の範囲に関する解釈（会社法346条）	（監査役退任後も新たに選任された監査役が就任するまでなお監査役としての権利義務を有する）																	
代表訴訟に関する経過措置（整備法60条）	（施行日前の訴えの提起については、なお従前の例による）																	
旧株式会社の存続（整備法66条）	（新株式会社として存続（定款規定も））																	
会計帳簿の記載に関する経過措置（整備法68条）	（会社法の相当規定に基づき作成したものとみなす）																	
株式会社の定款に関する経過措置（整備法76条）	（新株式会社の定款には、取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなす）																	
定款の備置き及び閲覧等に関する特別（整備法77条）	（新株式会社は、定款に記載又は記録がないものであっても整備法により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない）																	
名義書換代理人等に関する経過措置（整備法80条）	（新株式会社の定款には、株式名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす）																	
役員等の行為に関する経過措置（整備法93条）	（会社法の相当規定に規定する行為とみなす）																	
取締役等の任期に関する経過措置（整備法95条）	（施行の際、旧株式会社の取締役、監査役又は清算人である者の任期については、なお従前の例による）																	
取締役会の権限行使に関する経過措置（整備法96条）	（会社法の相当規定に基づいた決議その他の権限の行使とみなす）																	

18年6月の定時株主総会后、19年6月の定時株主総会までの間に、臨時株主総会を開催した場合には、適用される点に留意

会社法施行に伴う実務上の検討事項

今回の会社法施行に伴う実務対応は、取締役側にとっても監査役にとっても多岐にわたる。ここでは、公開大会社における監査役に深く関係する事項を中心として、取締役側と監査役側でそれぞれ検討すべき事項について示した。なお、検討事項に沿って実務を進めるためには時間的な余裕が必要で、取締役側の意思表示や対応が遅れる場合には督促したり、要望書を提出したりすることも検討すべきであろう。

法令条項	取締役側の検討事項	監査役側の検討事項
【時系列対応事項】		
・会社法施行日前の準備と対応		
1 .会社法施行に向けた全社的取り組み	<p>会社法施行を前提とした自社対応事項のリストアップと対応策を検討する（経過措置に留意＝別紙資料4参照）</p> <p>(1) 会社法施行に対応するための方針、組織、日程計画、その他を決定すること。</p> <p>(2) 自社対応事項の洗い出し</p> <p>定款変更の要否</p> <p>自社における内部統制状況の調査と取締役会決議内容の検討</p> <p>役員選任関係の整理</p> <p>企業買収防衛策の検討 等</p>	<p>1 - 1 . 監査役としては、総務・法務等関係部署だけでなく、会社法対応を全社的に取り組むよう助言する。</p> <p>1 - 2 . 特に、定款変更に関連した事項の洗い出し、検討は必要である。</p>
2 .株主総会招集手続の開始時期	<p>2 . 本年6月の株主総会は、旧法・新会社法いずれの適用を受けて開催するか。</p> <p>(1) 仮に、旧法通りの総会運営を考えている場合は、4月末日までの取締役会において、株主総会の開催日時・場所を決定しなければならない（整備法90条、</p>	<p>2 - 1 . 本年の定時総会を旧商法により行うかどうか早期に決定するよう助言する。新会社法・法務省令で開催する場合は、法令・解釈に誤りがないかどうか十分に確認が必要である旨助言する。</p>

	<p>商事法務 1754 号 22 頁)。会議の目的事項については 5 月以降の取締役会決議でも可。6 月総会に向けた計算書類等の作成・監査・承認は、従前通り(整備法 99 条)。</p> <p>(2) 会社法施行日(5 月 1 日)以降の取締役会において総会招集の日時・場所を決める場合は、新会社法及び施行規則に基づき開催することになるので、注意が必要である。</p>	
3 . 定款変更の要否の検討	<p>3 . 自社定款について、以下の事項につき変更の必要があるか、検討する(資料 3 「定款変更事項一覧(機関設計以外)」参照)。</p> <p>(1) 取締役解任決議の要件加重(会社法 341 条)</p> <p>(2) 書面等による取締役会決議の導入(会社法 370 条)</p> <p>(3) 剰余金の配当を取締役会が決定する旨の定め(会社法 459 条)</p> <p>(4) Web 開示に関する定め(施行規則 94 条他)</p> <p>(5) 社外監査役との責任限定契約締結に関する定め(会社法 427 条)</p> <p>(6) 補欠監査役及び補欠取締役の選任に関する株主総会決議の有効期間の定め(会社法 329 条)</p>	3 - 1 定款変更の要否に関し、特に監査役関連事項については、監査役としての意見を述べるよう努める。
4 . 企業集団内調査 (1) 株式譲渡制限の定款規定の有無	<p>4 . 企業集団内における以下の事項を調査するため、方針、組織、日程を定め、各々の可否を検討する。</p> <p>(1) 株式譲渡制限に関する定款規定が定められている</p>	4 . 監査役としては、企業集団の効率性を追求するあまり、監査・監督機能が欠落しないよう注意を促す。特に、株主数、一般消費者が多い等の企業の場合は、外に向かっ

<p>(2) 取締役会、監査役、 会計参与設置可否</p> <p>(3) 公開会社同様の法 令適用の可否</p>	<p>かどうか</p> <p>(2) 株式譲渡制限がされている場合に、取締役会、監査役、会計参与の設置可否を検討する。</p> <p>(3) 株式譲渡制限がされていない場合は、公開会社に関する法令の適用を受けることになるが、それでよいか、検討する。</p>	<p>て、透明性を高く、監査・監督責任、説明責任を果たせる企業統治構造の選択を検討する。</p>
<p>5 .自社における内部統制 状況の調査と取締役会 決議内容の検討</p>	<p>5 - 1 自社における内部統制の現状が、施行規則 100 条の規定と比較し、過不足がないか、体系化しているか等の観点から調査する。</p> <p>(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(6) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>5 - 1 監査役の環境整備に関して、以下の事項につき、実情を調査し、取締役へ要請するかどうか事前に検討する（別紙「内部統制システムに関する監査役の当面の実務対応」参照）。</p> <p>(1) 監査役の職務を補助すべき使用人を求めるかどうか（現に補助すべき使用人がいる場合は現状で十分かどうか）、補助する使用人を求める場合に取締役からの独立性確保の方法等を検討する。</p> <p>(2) 監査役に報告すべき事項、時期（定期か臨時かも含め）、報告者等が明確化しているか。</p> <p>(3) その他監査役監査の実効性確保のための方法を検討する。</p> <p>5 - 2 取締役側が内部統制の現状調査にあたり、「単に規程及び組織並びに責任者等が定められているだけでなく、実際の運用上、目的達成のために有効に機能していることを確認する」よう助言する。</p>
<p>6 .委員会設置会社</p>	<p>6 .委員会設置会社においては、内部統制に関する取締役会の決議（会社法 416 条 1 項 1 号ロ及びホ）は、同法施行日前に行っておかなければならない（平成 17 年 12 月</p>	<p>6 .監査委員としては、従来の商法施行規則 193 条とは必ずしも規定が同じでないので、会社法及び施行規則に基づく取締役会決議に遺漏がないか、再確認する。</p>

	14日経過措置政令367号14条の適用はない)。	
. 会社法施行日以降株主総会までの対応		
1 .内部統制に関する取締役会決議	<p>1 - 1 . 施行日以後最初に開催される取締役会において「取締役の法令・定款適合確保体制」及び「会社の業務適正確保体制」(いわゆる内部統制)を決議しなければならない(施行前の取締役会において決議することも可)(平成17年12月14日経過措置政令367号第14条)。</p> <p>1 - 2 . 内部統制に関する取締役会決議については、事業報告において開示しなければならないが、その時期は、平成19年2月決算会社における事業報告から開示されなければならない(経過措置政令367号14条)。</p> <p>従って、事業報告に対する監査も同時期以降となる。</p>	<p>1 - 1 . 内部統制に関する取締役会の決議は、事業報告において開示され、その内容が「相当でない」場合は、監査報告においてその旨指摘しなければならない(別紙「内部統制システムに関する監査役の当面の実務対応」参照)。</p> <p>1 - 2 . 監査役補助者等に関する環境整備についても併せて決議を求めるかどうか、求めるとした場合にどのような監査役監査体制にするか、監査役側においてもあらかじめ検討し、取締役に対し提言しておく。</p> <p>1 - 3 . 以下の事項に注意。</p> <p>(1) 仮に5月の取締役会において「内部統制に関する決議」を行った場合、これは本年3月決算会社における後発事象になるのか。次年度事業に直接影響するとはいえないので、後発事象とすることはない。</p> <p>(2) 後発事象として載せた場合、あるいは、任意に営業報告書に、施行規則に基づき事業報告事項を載せた場合、監査役監査の対象となるか。その通り、監査の対象となる。</p>
2 .新会社法による総会招集	2 . 株主総会の招集手続の開始を施行日以後に決定する場合は、新会社法・施行規則が適用されるので、総会議案の作成等に注意する。	2 . 6月総会に向けた計算書類等の作成・監査・承認は、従前通り(整備法99条)であるので、旧法に基づく監査報告書の作成に向けて準備する。

<p>3 .会社法施行前後の経過措置</p> <p>(1) 公開・小会社の監査役</p> <p>(2) 監査役選任議案に対する監査役の同意</p> <p>(3) 不提訴理由の通知</p> <p>(4) 社外監査役の資格厳格化及び員数半数以上化</p>	<p>3 .経過措置による対応に誤りがないよう、留意する（資料4「経過措置一覧」参照）。</p> <p>3 - 1 .公開会社のままで施行日を迎えるかどうかを検討する。</p> <p>3 - 2 .監査役会が設置されていない会社においても、監査役選任に関し、監査役の同意を要することになった。同意の方法・プロセスを確認する。なお、補欠監査役の選任についても同様である。</p> <p>3 - 3 .株主からの提訴請求に応じた、対応マニュアルの作成を検討する。既に作成している場合は、改定の必要がないか検討する。</p> <p>3 - 4 .平成13年企業統治商法改正附則第1条及び第10条により、社外監査役の資格要件厳格化及びその員数を</p>	<p>3 - 1 公開・小会社の監査役は会社法の施行に伴い退任することになるが、新たな監査役が就任するまでなお監査役としての権利義務を有する(346条)ので、退任後であるが、従前の例により、期末会計監査を行い、小会社の監査報告書を作成する。</p> <p>3 - 2 .監査役の選任議案に対する事前の同意については、従前は、大会社・みなし大会社の監査役会のみが、同意権を有していたが、中小会社の監査役にも拡大された(会社法343条)。同意の手続等については、協会HP（電子図書館 その他重要資料）の「監査業務支援ツール」参照。</p> <p>3 - 2 .補欠監査役の選任については、監査役会の事前同意の規定はないが、会社法343条が適用され、一般の監査役選任議案同様に事前同意をする必要がある。</p> <p>3 - 3 .施行日以降に取締役の責任追及のため、株主から提訴請求に対し、監査役として提訴しない場合は、利害関係者の請求により不提訴理由を通知しなければならない(会社法847条4項、施行規則218条)ので、日常監査を充実し、監査の記録を保存する慣行定着化に努める。</p> <p>3 - 4 .監査役としては自社における監査役体制（社外監査役及び補助する使用人）が十分であるか、検討する。</p>
---	--	--

<p>(5) 子会社概念拡大に伴う社外監査役の資格及び監査役の兼任関係</p> <p>(6) 定款みなし規定に関する閲覧請求に対する対応</p>	<p>半数以上とする規定は、3月決算会社においては、本年6月総会終結時までには選任すればよいことになっていた。会社法が5月に施行され、商法特例法が廃止されると附則の適用がなくなるので、経過措置が置かれた（経過措置政令367号第10条）。</p> <p>3-5. 会社法施行前においては、連結子会社の取締役及び使用人は、社外監査役の資格を有していたが、会社法施行後は、子会社概念拡大に伴いその資格を喪失し、取締役の兼任も許されないことになった。ただし、経過措置が置かれ、この6月定時総会終結までは社外監査役の資格が喪失しないことになり、併せて、監査役の任期が終了するまでは、当該子会社取締役等を兼ねることができるようになった（施行規則附則2条）。</p> <p>3-6. 会社法整備法の「機関設置他の定款みなし規定」により現行定款で明定していない事項について、株主から定款の閲覧請求があった場合に備え、定款みなし規定一覧を作成するか、みなし定款規定を含んだ定款を用意し、対応する（整備法77条）（資料1参照）。</p>	<p>3-5. 自社の社外監査役の兼任関係について、該当する事例がないか、再確認する。</p> <p>3-6. 取締役側の株主からの定款閲覧請求に対する対応を確認する。</p>
<p>4. 株主総会当日</p> <p>(1) 従前通りの総会運営</p> <p>各議案の審議</p> <p>株主総会議事録</p>	<p>4-1. 各議案の審議（監査役関係）</p> <p>(1) 定款の変更（機関設計、補欠監査役の選任、社外監査役との責任限定契約締結に関する議案等を含む）</p> <p>(2) 監査役の選任議案（含む、補欠監査役の選任）</p> <p>(3) その他</p> <p>4-2. 新会社法・施行規則に基づく総会運営については、</p>	<p>4-1. 定款変更については、別途会社の方針下における審議プロセスにおいて問題がないか、随時聴取する。</p>

<p>(2) 新会社法・施行規則による総会運営</p>	<p>提出議案、総会における議長権限、取締役及び監査役の説明義務、総会議事録の作成、備置・閲覧書類等、従前との違いは何かを十分把握し、運営する。</p>	<p>4 - 2 .監査役としても新法下における総会運営について、十分把握する。</p>
<p>. 株主総会翌日以降</p>		
<p>1 .会社機関に関する登記</p>	<p>1 . 施行日から6ヶ月以内に下記事項を登記する。なお、他に登記する事項がある場合は、下記事項の登記も併せて行う。 (1) 監査役会設置会社である旨 (2) 社外監査役である旨 (3) 会計監査人設置会社である旨及び氏名又は名称</p>	<p>1 . 整備法による職権登記事項及び6ヶ月以内に登記しなければならない事項について、執行側において定款の整備及び登記をしていることを確認しているか、確かめる。 2 . 会社法426条、427条による責任免除についての定款の定めがあるとき及びその定めに基づく当事者の登記に関しても上記1と同様確かめる。</p>
<p>【個別対応事項】 . 監査役関係</p>		
<p>1 . 定款変更事項 (1) 常勤監査役を選定 (2) 補欠監査役を選任</p>	<p>4 - 1 . 定款に常勤監査役の互選に関する規定をおいている場合は、常勤監査役の選定は監査役会決議となったので、定款変更をする必要がある。 4 - 2 . 補欠監査役の選任規定が明文化された(施行規則96条)。補欠監査役の選任に関する定款の定めは不要となるが、総会における選任決議の有効期間を、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時よりも伸長する場合は、定款変更が必要となる。定款変更をするかどうか検討する。</p>	<p>4 - 1 . 常勤監査役の選定・解職は、監査役会の権限になった。会社法施行後改めて監査役会決議により常勤監査役を選定する必要はないが、施行前の監査役会において常勤監査役の選定決議を行うことが望ましい。 4 - 2 . 社外監査役の資格者、員数等に欠員が生じても法令の要件を具備する体制であるか、確認する。また、必要に応じ、監査役選任議案に対する同意に当たって、補欠監査役の選任等が必要か、検討し、助言する。</p>

<p>(3) 社外監査役との責任限定契約</p> <p>(4) 非公開・小会社への業務監査権限の付与</p> <p>(5) 非公開会社の監査役任期の伸長</p>	<p>4 - 3 . 社外監査役と責任限定契約を締結することができるようになったので、そのための定款変更をするかどうか、検討する。また、定款変更後、自社社外監査役について、契約締結の是非を検討する。</p> <p>4 - 4 . 小会社の監査役は、原則として、業務・会計の両監査権限を持つ（会社法 381 条 1 項）が、会社法整備法により非公開・小会社の監査役の権限は、会計監査権限に限定する旨の定款の定めがあるものとみなされる（整備法 53 条、会社法 381 条）。従って、業務監査権限を必要とする会社のリストアップを行い、定款変更をするかどうか検討する。</p> <p>また、他に定款変更事項があるとすれば、会計監査に限定する旨の定款規定を併せて削除するかどうかも検討する。</p> <p>4 - 5 . 非公開会社の監査役の任期は、定款に定めれば、10 年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで伸長できることになったので、定款を変更し任期を伸長するか、検討する（会社法 336 条 2 項）。</p>	
<p>2 . 監査報告</p> <p>(1) 監査報告の作成手続とその内容</p>	<p>4 - 1 (1) . 事業報告等の監査役監査報告の記載事項</p> <p>(1) 監査役の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p>	<p>4 - 1 . 監査役会監査報告は、各監査役が作成した監査報告に基づき作成する。各監査役の監査報告の内容が、監査役会監査報告の内容と異なる場合は、その旨付記できる。また、各監査役監査報告及び監査役会監査報告は、備置き及び閲覧請求の対象となる。</p>

	<p>(3) 当該株式会社の取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(5) 施行規則 118 条 2 号 (内部統制) に掲げる事項 (監査の範囲に属さないものを除く。) がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由</p> <p>(6) 施行規則 127 条 (企業買収防衛策) に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p> <p>(7) 監査報告を作成した日</p> <p>4 - 1 (2) . 事業報告等の監査役会監査報告の記載事項</p> <p>(1) 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 施行規則 129 条 1 項 2 号から 6 号 (上記(2) ~ (6)) までに掲げる事項</p> <p>(3) 監査役会監査報告を作成した日</p> <p>4 - 1 (3) . 会計監査人設置会社における計算関係書類の監査役監査報告の記載事項</p> <p>(1) 監査役の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 (計算規則 158 条 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)</p>	<p>4 - 2 . 法令上、監査報告は、「計算関係書類の監査報告」と「事業報告等の監査報告」に分けて規定されているが、1 通の監査報告でよいか、検討する。また、それに先立つ「監査役監査報告」も常勤・非常勤の別なく 1 通でよいか、検討する。なお、個別監査報告を作成する趣旨は、監査活動の開示にあり、事後の責任追及に対する抗弁になりうることに留意し、記載のあり方を検討する。</p>
--	--	---

<p>(2) 監査報告の提出期限</p>	<p>(3) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)</p> <p>(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(6) 監査報告を作成した日</p> <p>4 - 1 (4) . 計算関係書類の監査役会監査報告の記載事項</p> <p>(1) 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 計算規則 155 条 2 号から 5 号(上記(2) ~ (5))までに掲げる事項</p> <p>(3) 監査役会監査報告を作成した日</p> <p>4 - 2 (1) . 会計監査人の会計監査報告の通知期限等</p> <p>(1) 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日</p> <p>イ 当該計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日</p> <p>ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日</p> <p>ハ 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>(2) 臨時計算書類についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日</p> <p>イ 当該臨時計算書類の全部を受領した日から 4 週間</p>	
----------------------	---	--

	<p>を経過した日</p> <p><input type="checkbox"/> 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の中で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>(3) 連結計算書類についての会計監査報告</p> <p>当該連結計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日（特定取締役、特定監査役及び会計監査人の中で合意により定めた日がある場合にあっては、その日）</p> <p>4 - 2 (2) . 計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。</p> <p>4 - 2 (3) . 上記の規定にかかわらず、会計監査人が計算規則158条1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 - 3 (1) . 会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限</p> <p>(1) 連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告.....次に掲げる日のいずれか遅い日</p> <p>イ 会計監査報告を受領した日（計算規則158条3項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日。次号において同じ。）から1週間を経過した日</p> <p><input type="checkbox"/> 特定取締役及び特定監査役の間で合意により定め</p>	
--	---	--

	<p>た日があるときは、その日</p> <p>(2) 連結計算書類についての監査報告 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日(特定取締役及び特定監査役の間で合意により定められた日がある場合にあっては、その日)</p> <p>4 - 3 (2) .計算関係書類については特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査を受けたものとする。</p> <p>4 - 3 (3) .上記の規定にかかわらず、特定監査役が計算規則160条1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査を受けたものとみなす。</p>	
3 . 監査役会の運営等		<p>3 - 1 . 取締役の責任免除等の議案に対する監査役会の同意が監査役全員の同意となり、監査役会の権限でなくなった。</p> <p>3 - 2 . 監査役会議事録の記載が拡充された。監査役の発言につき、特定の事項については、記録にとどめなければならない旨が明記されたことに注意する。</p>
4 . 監査環境の整備		4 . 施行規則105条に、監査役の「意思疎通」「環境整備」努力義務、取締役の「監査環境の体制整備」留意義務が

		規定されたので、どのような事項を検討するか、取締役と交渉する。
・会計監査人関係		
1 .会計監査人の内部統制	1 .会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備し、そのことを会計監査報告の通知に際して、監査役に通知しなければならないことになった(計算規則 159 条)。	1 . 監査役は、会計監査人の監査の方法と結果についての相当性を判断するにあたり、会計監査人の独立性、監査契約の締結状況等からみて、会計監査人内部の内部統制に関しても併せて判断する。
2 .会計監査人の報酬等に関する同意	2 .取締役と会計監査人の監査契約案に関する報酬等の同意は、監査役(会)の過半数の同意を得なければならない(会社法 399 条)。	2 . 監査役(会)としては、同意にあたり会計監査人の監査方針、監査計画を入手し、その内容について説明を受ける。例えばリスクアプローチなど、会計監査人としての評価手法等を聴取し、監査に不足はないか、確認する。また、同意書を作成し、取締役に提出する。監査役側でも写しを保管(期末において、監査計画の達成状況を評価)する。
3 .会計監査人に対する代表訴訟	3 .会計監査人も株主代表訴訟の対象になった(会社法 847 条)。なお、会計監査人及び会計参与に対する訴えにつき会社を代表するのは、代表取締役である。	3 . 会計監査人が株主代表訴訟を提起された場合、その職務の相当性を判断する立場にある監査役も同様の責任を問われる場合が十分あり得るので、日頃から会計監査人が職業専門家として十分な監査を行っているかみている必要がある。日本公認会計士協会と日本監査役協会による連携に関する共同研究報告の内容を実践することに努める。
4 .会計監査人との責任限定契約	4 . 会計監査人も責任の一部免除及び責任限定契約の対象になった(会社法 425 条~ 427 条)。責任限定契約を締結するためには、その旨の定款規定が必要になる。定款を変更するか否か、検討する。なお、責任限定の対象と	4 . 会計監査人が職業専門家として、独立した職務執行が可能かどうか、監査役としても留意する。

	なる会計監査人の報酬額は、会社法計算書類の監査に関する報酬額である。	
・計算関係		
1．経過措置	1．旧商法上の計算書類等の作成、監査及び承認の方法については、施行日前に終了した営業年度に関するものについては、なお従前の例による旨定められた（整備法 99 条）。連結計算書類についても同様である（同 56 条）。	1．3 月決算会社の場合、従前通りの監査役（会）監査報告書を作成することになる。新会社法及び計算規則に基づく計算書類及び監査報告は、平成 18 年 5 月決算、8 月定時株主総会会社から適用になる。
2．会計帳簿の作成	2．「株式会社は、……適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」（会社法 432 条）と規定され、本規定は会社法施行と同時に施行されることになった。	2．監査役としては、適時に、正確な会計帳簿が作成される体制になっているか、確認する。

以上

社団法人 日本監査役協会
Japan Corporate Auditors Association
<http://www.kansa.or.jp>

本 部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 電話 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 電話 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 電話 052 (204) 2131 (代)